

加西市告示第140号

加西インター産業団地への円滑な企業進出を目的として、産業団地整備（造成工事）に先行して、加西市が優先的に進出交渉を行う進出事業者（優先交渉事業者）を募集するので、その手続き等について下記のとおり公告する。

令和 8年 8月 26日

加西市長 高橋 晴彦



記

1 募集用地の概要

(1) 名 称

加西インター産業団地5工区

※ 詳細は、公募要領等を参照のこと。

(2) 土地単価

45,380円/㎡（約150,000円/坪）

2 資格要件

- (1) 募集用地について、3,000㎡以上の面積を希望する者であること。
- (2) 募集対象業種に適合する事業の用に供する施設を建設しようとする者であること。
- (3) 施設の建設、経営に必要な資力及び信用を有する者であること。
- (4) 用地の引渡し後、原則として3年以内に操業を開始する者であること。
- (5) 加西インター産業団地が、地元の労働者、特に農業従事者（その家族を含む）が積極的に雇用されることで地域農業と地域経済の持続可能性を高めるために用意されたものであることを十分に理解していること。
- (6) 国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税並びに加西市税の滞納がない者であること。
- (7) 次のいずれかに該当する者でないこと。ただし、アからカまでに該当すると認められる場合は、その事実があった後2年を経過しない者でないこと。
 - ア 市との契約の履行にあたり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が市と契約を締結すること又は市との契約者が契約内容を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の

実施にあたり市の職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なく市との契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者を
契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

キ 次の申立てがなされている者

① 破産法（平成16年法律第75号）第18条または第19条の規定による破産手続開始の申立て

② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

ク 次のいずれかに該当する者

① 暴力団（加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（加西市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（加西市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）

（8）整備計画上の事情等により、優先交渉事業者に選定された場合であっても募集用地を予定どおり取得できない可能性があることを了承する者であること。

3 手続き等

（1）公募要領等の公表

公告日から「加西インター産業団地5工区進出企業公募要領」等を加西市ホームページで公表する。

（2）加西インター産業団地5工区整備事業募集用地進出意向表明書の受付

①期間 令和8年9月1日（火）から令和8年10月30日（金）17時まで

②場所 ○ ジオプランナーズ株式会社【事業協力者】

住所：〒650-0033 神戸市中央区江戸町104番地2F

電話：078-332-2570

メール：main@geo-planners.com

○ 加西市建設部開発課

住所：〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地

電話：0790-42-8755（直通）

メール：kaihatsu@city.kasai.lg.jp

③方法 郵送、メール又は持参

（3）加西インター産業団地5工区優先交渉事業者認定申請書等の受付

①期間 加西インター産業団地5工区整備事業募集用地進出意向表明書の提出後、随時

②場所 加西市建設部開発課

住所：〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地

電話：0790-42-8755（直通）

メール：kaihatsu@city.kasai.lg.jp

③方法 郵送又は持参

4 その他

- (1) 本公募に係る全ての費用は申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 受付期間後の提出書類の加除修正は認めない。
- (4) 加西市は、本公募の手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (5) 優先交渉事業者に選定された後、募集用地の売買契約が成立するまでの間において、当該優先交渉事業者が資格要件を満たさなくなった場合は、当該優先交渉事業者と契約を締結しない。
- (6) その他詳細は「加西インター産業団地5工区進出企業公募要領」のとおり。